

岐阜県剣道連盟手数料規程

制定 昭和44年 2月 1日

改正 平成25年 4月 1日

第1章 総則

(総則)

第1条 級位、段位及び称号の審査料及び登録料は、この規程によるものとする。

第2章 審査料及び登録料

第2条 級位、段位、称号の審査料並びに登録料は、別表のとおりとする。

2 剣道称号・段級位審査規程第11条第2項第1号により受験合格した場合は、未登録段位の累計額とする。

(審査料及び登録料の納入)

第3条 審査料は、受験前に、また登録料は直ちに納入するものとする。

第4条 認定審査料は、段級位認定後直ちに登録料とともに納入するものとする。

第3章 審査料の帰属

(審査料の帰属)

第5条 支部が実施する審査会の審査料は、その100分の30は本連盟に100分の70は、実施支部に帰属するものとする。

附則 (昭和44年2月1日制定)

この制定した規程は、昭和44年 2月 1日から施行する。

附則 (昭和53年2月1日一部改正)

この改正した規程は、昭和53年 2月 1日から施行する。

附則 (昭和59年2月1日一部改正)

この改正した規程は、昭和59年 2月 1日から施行する。

附則 (平成3年2月1日一部改正)

この改正した規程は、平成 3年 2月 1日から施行する。

附則 (平成15年5月1日一部改正)

この改正した規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

附則 (平成20年4月1日一部改正)

この改正した規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則 (平成25年4月21日一部改正)

この改正した規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

別表

岐阜県剣道連盟称号・段級位 審査料および登録料

平成18年4月1日

		審査料	登録料	合計
認定級位	8級	800円	1,200円	2,000円
	7級	800円	1,200円	2,000円
	6級	800円	1,200円	2,000円
	5級	900円	1,700円	2,600円
	4級	900円	2,100円	3,000円
	3級	1,200円	2,500円	3,700円
	2級	1,200円	2,700円	3,900円
	1級	1,300円	3,300円	4,600円
級位	7級	800円	1,200円	2,000円
	6級	800円	1,200円	2,000円
	5級	900円	1,300円	2,200円
	4級	900円	1,300円	2,200円
	3級	1,200円	1,600円	2,800円
	2級	1,200円	1,700円	2,900円
	1級	1,300円	2,100円	3,400円
段位	初段	3,500円	6,000円	9,500円
	二段	4,500円	7,500円	12,000円
	三段	5,500円	10,500円	16,000円
	四段	7,500円	15,000円	22,500円
	五段	9,000円	21,000円	30,100円
	六段	13,000円	48,000円	61,000円
	七段	14,000円	71,500円	85,500円
	八段	18,000円	105,500円	123,500円
称号	錬士	17,000円	67,500円	84,500円
	教士	20,000円	95,000円	115,000円
	範士		195,000円	195,000円

※ 満70歳（審査前日）以上の合格者は上記登録料の半額とする。